

住宅介護支援における特定事業所集中減算届出書(提出用 兼 保存用)

年 月 日

函南町長 様

届出者 所在地
(法人) 名称
代表者の職・氏名

印

特定事業所集中減算に係る算定結果は、以下のとおりです。

事業所	事業所番号	2	2										
	フリガナ												
	名称												
	事業所の所在地	(郵便番号 419-) 田方郡函南町											
	管理者名							電話番号					
特定事業所集中減算	(該当する ・ 該当しない)												

* 下記算定結果のいずれかで80%を超え、かつ、正当な理由が無い場合には、特定事業所集中減算の対象となります。

判定期間		平成	年度	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
				後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
ア 居宅サービス計画の総数												
訪問介護	イ	訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数										A
	ウ	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数										B
	紹介率最高法人の名称											
	法人の住所											
	事業所名1(事業所番号)		()									
	事業所名2(事業所番号)		()									
エ		割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)									単位: %	
オ		80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①~⑥のうちいずれかを記載してください。										
必ずどちらかに○をつけてください。→地域密着通所介護との合算 する ・ しない												
通所介護	イ	通所介護を位置付けた居宅サービス計画数										A
	ウ	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数										B
	紹介率最高法人の名称											
	法人の住所											
	事業所名1(事業所番号)		()									
	事業所名2(事業所番号)		()									
エ		割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)									単位: %	
オ		80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①~⑥のうちいずれかを記載してください。										
地域密着型通所介護	イ	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数										A
	ウ	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数										B
	紹介率最高法人の名称											
	法人の住所											
	事業所名1(事業所番号)		()									
	事業所名2(事業所番号)		()									
エ		割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)									単位: %	
オ		80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①~⑥のうちいずれかを記載してください。										
福祉用具貸与	イ	福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数										A
	ウ	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数										B
	紹介率最高法人の名称											
	法人の住所											
	事業所名1(事業所番号)		()									
	事業所名2(事業所番号)		()									
エ		割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)									単位: %	
オ		80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①~⑥のうちいずれかを記載してください。										

- ※1 この書類はすべての居宅介護支援事業所ごとに作成し、5年間保存する必要があります。
- ※2 いずれかのサービスについて80%を超えた場合については、函南町福祉課高齢者福祉係に提出してください。
- ※3 提出期限は厳守をお願いします。
- ※4 紹介率最高法人の事業所が3つ以上あり、欄が不足する場合は、適宜一覧表を追加して作成してください。
- ※5 紹介率は法人単位で計算しますので、同一法人の複数の事業所を位置付けている場合には注意してください。
- ※6 介護予防給付者は件数に含めないでください。
- ※7 80%を超えたことについて正当な理由があると考えられる場合には、その理由について、以下の①～⑥より選択して、各サービスごとのオ欄へ記載してください。 また、理由が⑤又は⑥の場合は、理由書を添付してください。
- ※8 通所介護及び地域密着通所介護の件数については、厚生労働省より平成30年3月23日付介護保険最新情報 Vol.629 問135において、“いずれかまたは双方を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等についてもっともその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。”とあるため、この取扱いに順じ、単独または合算どちらの方法で計算しても構いません。

【正当な理由】

記号	正当な理由	理由書の添付	
①	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。	不要	
②	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である。		
③	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である。		
④	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である。		
⑤	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者者に集中していると認められる場合	必要	別紙1又は任意様式
⑥	その他	必要	任意様式

記入例

介護支援における特定事業所集中減算届出書 (提出用 兼 保存用)

年 月 日

届出者 所在地 ○○市○○町1-1-1

事業所名ではなく、
法人名等を記入してください。

(法人) 名称 社会福祉法人○○会

代表者の職・氏名 理事長 函南 太郎 印

特定事業所集中減算に係る算定結果は、以下のとおりです。

事業所	事業所番号	2	2									
	フリガナ											
	名称	管理者でない場合、提出した届出書の内容について、対応できる方の名前等を記入してください。										
	事業所の所在地	(郵便番号)	田方郡函南町									
	管理者名	函南 花子										
特定事業所集中減算	(該当する ・ 該当しない)											

減算の適用に「該当する」「該当しない」のいずれかを○で囲みます。
かつ、正当な理由が無い場合には、特定事業所集中減算の対象となります。

判定期間 平成 30 年度		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
ア 居宅サービス計画の総数				27	30	32	33	35	165
訪問介護	イ 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数			24	21	19	19	18	98 A
	ウ 紹介率最高法人を位置付けた紹介率最高法人の名称	「ア」に当該事業所における各月の居宅サービス計画の総数を記入するとともに、別紙計算例により、「イ」「ウ」の居宅サービス計画数を記入します。							86 B
	法人の住所								
	事業所名1 (事業所番号)	()							
	事業所名2 (事業所番号)	()							
	エ 割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)	80%を超えていないか確認します。便宜的に少数点以下第3位を切り上げて記入してください。							87.76%
オ 80%を超えている場合で、正当な理由が①~⑥のうちいずれかを記載してください。								①	
必ずどちらかに○をつけてください。→地域密着通所介護との合算 する ・ しない									
通所介護	イ 通所介護を位置付けた居宅サービス計画数								A
	ウ 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								B
	紹介率最高法人の名称	正当な理由が複数ある場合は、主なもの1つを記入してください。便宜的に							
	法人の住所								
	事業所名1 (事業所番号)	()							
	事業所名2 (事業所番号)	()							
エ 割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：%								
オ 80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①~⑥のうちいずれかを記載してください。									

判定期間 平成 30 年度		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
ア 居宅サービス計画の総数			30	32	33	35		165	
地域密着型通所介護	イ 地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数	正当な理由が⑤又は⑥の場合は、理由書を添付してください。							A
	ウ 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								B
	紹介率最高法人の名称								
	法人の住所								
	事業所名1(事業所番号)	()							
	事業所名2(事業所番号)	()							
エ 割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：%								
オ 80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①～⑥のうちいずれかを記載してください。									
福祉用具貸与	イ 福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数		21	21	20	20	20	102	A
	ウ 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数		17	17	16	16	16	82	B
	紹介率最高法人の名称	株式会社○○							
	法人の住所	○○市・・・							
	事業所名1(事業所番号)	株式会社△△							
	事業所名2(事業所番号)	株式会社△△ ()							
エ 割合 (B÷A×100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：%							80.39%	
オ 80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、【正当な理由】の①～⑥のうちいずれかを記載してください。								⑤	

- ※1 この書類はすべての居宅介護支援事業所ごとに作成し、5年間保存する必要があります。
- ※2 いずれかのサービスについて80%を超えた場合については、函南町福祉課高齢者福祉係に提出してください。
- ※3 提出期限は厳守をお願いします。
- ※4 紹介率最高法人の事業所が3つ以上あり、欄が不足する場合は、適宜一覧表を追加して作成してください。
- ※5 紹介率は法人単位で計算しますので、同一法人の複数の事業所を位置付けている場合には注意してください。
- ※6 介護予防給付者は件数に含めないでください。
- ※7 80%を超えたことについて正当な理由があると考えられる場合には、その理由について、以下の①～⑥より選択して、各サービスごとのオ欄へ記載してください。 また、理由が⑤又は⑥の場合は、理由書を添付してください。
- ※8 通所介護及び地域密着型通所介護の件数については、厚生労働省より平成30年3月23日付介護保険最新情報 Vol.629 問135において、「いずれかまたは双方を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等についてもっともその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とあるため、この取扱いに順じ、単独または合算どちらの方法で計算しても構いません。

【正当な理由】

記号	正当な理由	理由書の添付	
①	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。	不要	
②	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である。		
③	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である。		
④	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である。		
⑤	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合	必要	別紙1又は任意様式
⑥	その他	必要	任意様式

特定事業所集中減算 理由書（提出用 兼 保存用）

法人の名称	
法人の所在地	
居宅介護支援事業所名	

位置付けたサービス種類	※複数ある場合はサービス名をすべて記載してください。
-------------	----------------------------

訪問介護サービス等に係る同一の事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合であっても、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出することで、特定事業所集中減算の対象外となります。

正当な理由のうち、⑤又は⑥で、以下の記載以外に正当な理由があるとする場合には、この様式ではなく、任意の様式により理由書を提出してください。理由書には、特定の法人への紹介率が80%を超えたことについて理由を具体的かつ客観的に記載し、挙証資料等があれば添付してください。

※1 この書類は、作成後5年間保存する必要があります。

※2 事業所が3つ以上あり、欄が不足する場合は、適宜一覧表を追加して作成してください。

⑥ その他 町長が正当な理由と認めた場合											
位置付けたサービス種類		※複数のサービスがある場合は、適宜欄を追加して作成してください。									
各サービス共通	紹介率最高法人の事業所について、各市町が介護保険事業計画において定める日常生活圏域内で各サービスを提供する事業所が当該法人の事業所に限られる場合、当該日常生活圏域に居住する利用者に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。										
	<p>（ 該当する ）</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載し、該当する利用者の保険者番号と住所（番地を省略）を記載した一覧を添付すること。各市町に確認した上で、正当な理由であるか判断します。</p> <p>・事業所番号（22 ） 事業所名（ ）</p> <p>・事業所番号（22 ） 事業所名（ ）</p>										
			前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
			後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
	各サービスを位置付けた居宅サービス計画数から該当する利用者に係る計画数を除外した数									0	A'
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から該当する利用者に係る計画数を除外した数									0	B'
割合（B'÷A'×100）（少数点第3位以下切り上げ）									単位：%	—	

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。

ア. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、中重度者ケア体制加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に中重度者ケア体制加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、当該事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
---	--	--	--	--	--	--	--	---	----

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
--	--	--	--	--	--	--	--	---	----

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位：% -

イ. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、認知症加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に認知症加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、認知症加算を記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
---	--	--	--	--	--	--	--	---	----

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
--	--	--	--	--	--	--	--	---	----

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位：% -

ウ. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、栄養改善加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に栄養改善加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、栄養改善サービスを記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
---	--	--	--	--	--	--	--	---	----

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
--	--	--	--	--	--	--	--	---	----

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位：% -

通所介護

ア. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、中重度者ケア体制加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に中重度者ケア体制加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、当該事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
----	----	----	----	----	----	----	---

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。

		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	A'	
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
	割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位：%								—	
	<p>イ. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、認知症加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に認知症加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、認知症加算を記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>(該当する)</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。</p> <p>・事業所番号 (22) 事業所名 ()</p> <p>・事業所番号 (22) 事業所名 ()</p>									
		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
	割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位：%								—	

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。

地域密着型通所介護

ウ. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、栄養改善加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に栄養改善加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、栄養改善サービスを記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	A'
紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0	B'
割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ)								単位 : %	—

特定事業所集中減算 理由書 (提出用 兼 保存用)

記入例

法人の名称	
法人の所在地	
居宅介護支援事業所名	

位置付けたサービス種類	※複数ある場合はサービス名をすべて記載してください。
-------------	----------------------------

訪問介護サービス等に係る同一の事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合であっても、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出することで、特定事業所集中減算の対象外となります。

正当な理由のうち、⑤又は⑥で、以下の記載以外に正当な理由があるとする場合には、この様式ではなく、任意の様式により理由書を提出してください。理由書には、特定の法人への紹介率が80%を超えたことについて理由を具体的に客観的に記載し、挙証資料等があれば添付してください。

- ※1 この書類は、作成後5年間保存する必要があります。
- ※2 事業所が3つ以上あり、欄が不足する場合は、適宜一覧表を追加して作成してください。

⑥ その他 函南町長が正当な理由と認めた場合																
位置付けたサービス種類	※複数のサービスがある場合は、適宜欄を追加して作成してください。															
各サービス共通	<p>紹介率最高法人の事業所について、各市町が介護保険事業計画において定める日常生活圏域内で各サービスを提供する事業所が当該法人の事業所に限られる場合、当該日常生活圏域に居住する利用者に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>(該当する)</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。</p> <p>事業所番号 () 事業所名 ()</p> <p>正当な理由の項目のうち、いずれかに該当するものの「該当する」を○で囲み、必要事項を記載し、必要に応じて関係書類を添付しています。</p> <p>事業所名 ()</p> <p>事業所名 ()</p> <p>事例：計画作成数20のうち日常生活圏域内15、圏域外5。最高法人位置付け計画数17(圏域内13、圏域外4)の場合。 計算：分かりやすく月ベースで計算。本来17÷20=85%と80%を超えるが、圏域内の計画を除くと4÷5=80%以内となる。</p> <table border="1"> <tr> <th>前期</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>後期</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> </tr> </table>	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計								
	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月									
	各サービスを位置付けた居宅サービス計画数から該当する利用者に係る計画数を除外した数	5 5 5 5 5 5 30 A'														
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から該当する利用者に係る計画数を除外した数	4 4 4 4 4 4 24 B'														
割合 (B' ÷ A' × 100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：% 80.00%															
⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を助成した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。																
訪問介護	<p>ア. 紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち特定事業所加算を算定している事業者がある場合に、当該事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>(該当する)</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。</p> <p>事業所番号 () 事業所名 (ヘルパーステーションかんなみ)</p> <p>正当な理由の項目のうち、いずれかに該当するものの「該当する」を○で囲み、必要事項を記載し、必要に応じて関係書類を添付しています。</p> <p>事業所名 ()</p> <table border="1"> <tr> <th>前期</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>後期</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> </tr> </table>	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計								
	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月									
	訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数	9 11 11 10 10 10 61 A'														
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数	7 7 7 7 7 7 42 B'														
割合 (B' ÷ A' × 100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：% 68.86%															
<p>イ. 紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、通院等乗降助を算定する事業者があつて、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に通院等乗降助を行うことができる訪問介護事業所が5事業所未満である場合、通院等乗降助を記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>(該当する)</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所番号 (22) 事業所名 () ・事業所番号 (22) 事業所名 () <table border="1"> <tr> <th>前期</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>後期</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> </tr> </table>	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計									
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月										
訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数	0 0 0 0 0 0 0 A'															
紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数	0 0 0 0 0 0 0 B'															
割合 (B' ÷ A' × 100) (少数点第3位以下切り上げ)	単位：% -															

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる。

ア. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、中重度者ケア体制加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に中重度者ケア体制加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、当該事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 A'

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 B'

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %

—

イ. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、認知症加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に認知症加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、認知症加算を記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 A'

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 B'

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %

—

ウ. 紹介率最高法人の通所介護事業所のうち、栄養改善加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に栄養改善加算を算定する通所介護事業所が5事業所未満である場合、栄養改善サービスを記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 A'

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 B'

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %

—

通所介護

ア. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、中重度者ケア体制加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に中重度者ケア体制加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、当該事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 A'

紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数

0 B'

割合 (B'÷A'×100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %

—

イ. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、認知症加算を算定する事業所があって、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に認知症加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、認知症加算を記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。

(該当する)

該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。

- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()
- ・事業所番号 (22) 事業所名 ()

前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
----	----	----	----	----	----	----	---

地域密着型通所介護

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる。

	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月		
地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0 A'	
紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0 B'	
割合 (B' ÷ A' × 100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %								—	
地域密着型通所介護	<p>ウ. 紹介率最高法人の地域密着型通所介護事業所のうち、栄養改善加算を算定する事業所があつて、かつ、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に栄養改善加算を算定する地域密着型通所介護事業所が5事業所未満である場合、栄養改善サービスを記載している当該事業所に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>(該当する)</p> <p>該当する場合は、当該事業所の事業所番号及び名称、除外後の算定結果を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所番号 (22) 事業所名 () ・事業所番号 (22) 事業所名 () 								
		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0 A'
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数から上記事業所を位置付けた計画数を除外した数								0 B'
	割合 (B' ÷ A' × 100) (少数点第3位以下切り上げ) 単位: %								—

居宅サービス計画数の計算例（訪問介護の場合）

（単位：件）

No	判定期間の間に訪問介護を位置付け給付管理を行った利用者名	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月												
		訪問介護を位置付けた計画	法人名A	法人名B	法人名C	訪問介護を位置付けた計画	法人名A	法人名B	法人名C	訪問介護を位置付けた計画	法人名A	法人名B	法人名C	訪問介護を位置付けた計画	法人名A	法人名B	法人名C									
1	利用者名1	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1											
2	利用者名2	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1											
3	利用者名3	○	1		○		1	○			○			○		1										
4	各サービスごとに、当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数を算出します。居宅サービス計画数は、一人の利用者が複数の法人からサービスを受けても利用者一人当たり1です。			1	○		1	○			○			○		1										
5					○	1		○			○			○	1											
6				1	○	1		1	○			○			○	1	1									
7				○	1	1		○	1	1		○	1	1		○	1	1								
8	利用者名8	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1										
9	利用者名9	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
10	利用者名10	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
11	利用者名11	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
12	利用者名12	○	1	1	○	1	1	○	1	1																
13	利用者名13	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
14	利用者名14	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1							
15	利用者名15	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
16	利用者名16	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1							
17	利用者名17	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
18	利用者名18	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1	○	1	1							
19	利用者名19	○		1	○		1	○		1																
20	利用者名20	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
21	利用者名21				○	1		○	1		○	1		○	1		○	1								
22	利用者名22																									
23	利用者名23																									
24	利用者名24																									
25	利用者名25																									
26	利用者名26																									
27	利用者名27																									
28	利用者名28																									
29	利用者名29																									
30	利用者名30																									
計		20	18	5	4	21	18	6	4	21	18	6	4	19	17	4	4	19	17	4	4	18	16	3	4	
			A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

法人ごとに、当該法人の事業所が位置付けられた居宅サービス計画数を算出します。居宅サービス計画数は、同一法人の複数の事業所を利用した場合でも1です。

各サービスごとに、当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数を算出します。居宅サービス計画数は、一人の利用者が複数の法人からサービスを受けても利用者一人当たり1です。

各月の各法人ごとの計画数を合計し、最多（この場合は法人A）の法人について「紹介率最高法人」として届出書に記載します。Aが最多であることが最初から明らかな場合は、BCの数を算定しなくても差し支えありません。

A	104
B	28
C	24

（届出書）

	前期								計	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	8月	2月		
②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数	20	21	21	19	19	18			118	A
③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数	18	18	18	17	17	16			104	B